

函館市公害防止条例改正 検討結果報告書

平成29年10月

函館市公害防止条例改正検討委員会

目 次

はじめに	1
I 公害防止条例の見直しにあたっての基本的な視点	2
II 特定施設に関する規制	4
III 拡声放送に関する規制	7
IV 前文，総則，公害の防止に関する施策， 規制基準の定めのない公害に関する規制	9
V 雑則，罰則	10
VI 新たな課題に対する取り組み	11
VII 附帯意見	13
おわりに	14
資料1 函館市公害防止条例改正検討委員会委員名簿	15
資料2 委員会設置要綱	16
資料3 委員会開催状況	17
資料4 用語解説	18

附属資料 1	公害関係法令と市の公害防止行政の動き	2 1
附属資料 2	公害関係法令および 函館市の典型 7 公害に係る規制の体系	2 2
附属資料 3	公害防止条例制定の経過	2 3
附属資料 4	公害防止条例（施行規則）の改正経過	2 4
附属資料 5	大気環境基準の達成状況（経年変化）	2 5
附属資料 6	市内主要河川（河口）の B O D 測定結果（経年変化）	2 7
附属資料 7	下水道処理人口普及率および 亀田川の B O D と水洗化済戸数（経年変化）	2 8
附属資料 8	産業別事業所数（従業者 4 人以上の事業所）	2 9
附属資料 9	特定施設の設置件数（平成 29 年 4 月 1 日現在）	3 0
附属資料 10	公害苦情	3 1
附属資料 11	函館市環境モニター	3 2
附属資料 12	函館市公害防止条例	3 4
附属資料 13	函館市公害防止条例施行規則	4 1

はじめに

函館市は、昭和47年11月に函館市公害¹⁾防止条例（以下「公害防止条例」という。）を制定し、翌年4月に施行した。

当時は、深刻化する産業公害が社会問題となり、法整備を含めた対策が喫緊の課題であったことから、公害防止条例は、公害問題の解決を目指す地域の実情に応じた条例として、規制対象となる工場または事業場を届出制にすることや、規制基準²⁾を設けてこれを遵守させるなど、規制権限を有する制度として運用され、地方自治体において先進的な取り組みであったと評価できる。

市では、これまで公害防止条例の施行に関し必要な改正は行ってきたが、公害防止条例施行後44年が経過し、この間、公害関係法令の整備・拡充が進むとともに新たな法律が制定されるなか、公害関係法令の規制権限が国および北海道から委譲され、公害発生施設に対する市の指導・監督権限が拡大・強化されてきた。

また、ISO14001³⁾に代表される環境マネジメントシステムの導入が進むなど企業の自主的な環境・公害対策が推進されるとともに、公害防止技術が相当進歩するなど、法規制の充実と各種の公害防止対策の進捗により、市内の大気、水質などの環境は改善されてきており、環境基準⁴⁾や市の環境基本計画⁵⁾に基づく目標を概ね達成している状況にある。

こうしたことから、市は、公害防止条例を抜本的に見直し、現状において必要な規制対象や基準とするべく、平成29年4月に函館市公害防止条例改正検討委員会を組織し、検討協議することとなった。

本委員会では、公害防止条例施行後の様々な状況の変化を踏まえ、幅広い公害分野にわたる規制制度について専門的見地から具体的かつ慎重な検討協議を行い、その結果をここに報告書として取りまとめたものである。

函館市公害防止条例改正検討委員会
委員長 桜井泰憲

I 公害防止条例の見直しにあたっての基本的な視点

本委員会では、市が提示する公害防止条例の見直し案について、以下の基本的な視点を踏まえ検討協議を進めていくこととした。

1 公害防止条例の意義と役割の継承

公害防止条例の制定当時、産業公害が社会問題となり、国において積極的に国民の健康を保護し、生活環境⁶⁾を保全する観点から、法規制の整備が進められていた。

一方、地方公共団体においても、公害防止に対する基本的な姿勢を示すものとして、また、地域の実情に応じた公害対策について法規制を補完するものとして、公害の未然防止とその除去を期するため、公害対策の総合的推進を図ってきた。

このような中で市の公害防止対策は相当程度の効果を上げており、現在においても公害防止条例としての意義や役割は重要であり、その必要性は失われていない。

これらのことから、公害防止のため独自の規制を行い、市民の健康で安全かつ快適な生活環境の確保を図ることを目的とする、公害防止条例の本旨は継承すべきものである。

2 公害関係法令との整合

公害防止条例は、施行後44年が経過したが、公害関係法令はこの間、順次、規制対象の拡大や規制基準の強化が図られ、また、新たに制定されているものもあることから、公害防止条例と公害関係法令との整合を図り、公害防止条例を必要かつ適切な制度とする必要がある。

3 適正な制度への移行

これまでの公害防止条例による規制や公害防止対策の充実、環境意識の高まりにより市内の環境状況が改善していること、また、整備・拡充された公害関係法令で対応可能なものがあるなど、既に必要性が失われたものがあることから、規制基準および規制対象等を見直しなどにより、適正な制度とする必要がある。

4 市としての公害防止対策の着実な推進

函館市は、公害関係法の規定による政令市として事務を行う一方、中核市移行に伴い、国から、ダイオキシン類対策特別措置法の規定による届出の受理に関する事務など、新たな権限も委譲された。また、北海道からは北海道公害防止条例の一部の権限委譲を受けており、市内における公害関係法令に基づく規制権限をすべて有している。

そのような状況において、市の公害防止条例に求められる制度内容については、公害関係法令との役割分担やこれまで市に寄せられた苦情内容を踏まえた検討が必要であるほか、制度の考え方のみならず、その必要性を含めて検討する必要がある。

こうした検討を踏まえ、公害関係法令による規制権限と公害防止条例による規制権限を合わせ、それらを一体的、総合的に運用することにより、条例の見直し後も市としての公害防止対策を着実に推進していける制度とする必要がある。

Ⅱ 特定施設に関する規制〔第18条～第30条〕

公害関係法令の規制対象となる施設以外に地域の実情に応じた独自の規制対象となる特定施設（ばい煙発生施設⁷⁾・粉じん発生施設⁸⁾・汚水等排出施設⁹⁾・騒音発生施設¹⁰⁾・悪臭発生施設¹¹⁾）を定め、これらの設置に際して届出制とし、当該施設に規制基準を適用することにより、公害関係法令とともに総合的な公害防止対策を実現している。

1 規制対象の整理

公害防止条例は、市内の環境保全に関する先進的な取り組みとして一定の成果を上げてきた。また、企業の環境保全に対する意識の高まりや、公害防止技術の進歩等により、市内の環境の状況が改善されてきた。加えて、公害関係法令の整備・拡充や新たな法律の制定により法規制が強化されたことも相まって、環境基準等を達成できるようになった。

このような中、近年設置されている特定施設は、低公害化が普及し、また、市内の産業構造が変化したことにより特定施設の数も減少しており、もはや地域において規制しなくても環境基準等を達成できるものと考えられることから、以下のとおりとすることが適切である。

(1) 規制内容を変更し、引き続き規制すべきもの

ア ばい煙発生施設

(ア) ボイラー

ボイラーに使用する固体燃料は、JIS規格¹²⁾がなく、その種類は多種多様であることから、以下のとおり変更し、引き続き規制の対象として届出を必要とするべきである。

また、特定施設を設置する工場等の設置者が遵守すべき基準（規制基準）として定められているばい煙発生施設に係る排出基準について、大気汚染防止法令に規定する基準と同一の基準に改正するべきである。

現 行		見直し案	
ボイラー	伝熱面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	ボイラー	固体燃料を燃焼させ、伝熱面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの

		方メートル未満であり、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満のもの
--	--	--

(2) 規制する必要がなく、廃止するもの

ア ばい煙発生施設

(ア) 溶解炉，加熱炉，熔融炉，直火炉，乾燥炉

使用する燃料の低硫黄化・低灰分化が進み、また、届出の実績が長期間にわたり無いため。

(イ) 廃棄物焼却炉

新たな法律の整備により、公害防止条例で規制されているものより小規模な施設が法規制の対象となっているため。

イ 粉じん発生施設

(ア) 鉱物（コークスを含む。）または土石の堆積場

(イ) 石材加工の用に供する施設

(ウ) 木材加工の用に供する施設

(エ) 綿の製造および再生加工の用に供する施設

産業構造の変化により届出施設数が地域特有の施設とまでは言えないレベルであり、また、製品の変化や公害防止技術の進歩により、対象施設に起因する粉じんの苦情が近年寄せられていないため。

ウ 汚水等排出施設

(ア) 自動車燃料小売業および自動車整備業の用に供する車両洗浄施設

(イ) し尿浄化そう

下水道の普及により対象となる施設数が減少し、また、し尿浄化そうについては、浄化槽法の施行に伴い公害防止条例より厳しい基準によって規制されているため。

エ 騒音発生施設

- (ア) 金属加工の用に供する施設
- (イ) 木材加工の用に供する施設
- (ウ) 石材加工の用に供する施設
- (エ) 空気圧縮機および送風機
- (オ) ドラムかん洗浄機
- (カ) 冷凍機

産業構造の変化により届出施設数が地域特有の施設とまでは言えないレベルであり、また、公害防止技術の進歩により、対象施設に起因する騒音の苦情が近年寄せられていないため。

オ 悪臭発生施設

- (ア) 動物の飼養または収容の用に供する飼料施設およびふん尿施設
- (イ) 肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設

公害防止条例により規制している小規模な施設は市内に無くなり、現在市内には北海道公害防止条例が適用される1施設のみ存在している。全国的に見ると施設が大規模化しており、市内に新たな小規模施設が設置されることは考え難いため。

2 函館市環境審議会の意見聴取

現行は、規制基準を制定・改廃しようとするときは、函館市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならないと規定しているが、公害関係法令に規定する規制基準と同一のものとする場合は、審議会から意見を聴取することなく、規制基準を制定・改廃することとする。

なお、市内の大気や水質等が環境基準を超過し、またはそのおそれがある場合に、市独自の規制基準を定めようとするときは、これまでどおり審議会から意見を聴取することが適切である。

Ⅲ 拡声放送に関する規制〔第 3 1 条～第 3 4 条〕

拡声機¹³⁾を使用する放送（以下「拡声放送」という。）に係る禁止区域、使用の時間および場所ならびに音量等、商業宣伝を目的とする拡声放送の届出制などにより規制を行っているが、「商業宣伝等の拡声機放送に係る騒音の規制等対策について（平成元年 6 月環境庁）」の中で示された考え方を基本とし、市内の現状を考慮して検討を行った。

1 拡声放送の制限

(1) 禁止区域

現行は、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームおよび幼保連携型認定こども園の敷地の周辺 50 m 以内の区域において、商業宣伝を目的とした拡声放送を行ってはならないとしているが、このような静穏を保持すべき施設の周辺では、引き続き禁止すべきである。

これに加え、定置式拡声放送¹⁴⁾にあつては、住居専用地域のように良好な住環境を保全するため、静穏の保持を必要とする騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により市長が指定した地域に係る区分のうち、第 1 種区域および第 2 種区域¹⁵⁾においても禁止することが適切である。

(2) 拡声放送に係る基準

現行定められている拡声放送を行う者が遵守しなければならない使用の時間および場所ならびに音量等のうち、移動式拡声放送¹⁶⁾にあつては、車両等の移動に伴って拡声放送を行う者に規制区域の区分を認識させることは困難であることから、移動中は音量の許容限度を適用しないことが適切である。

また、移動中は特定の場所に与える影響が小さいため、車両等の停止時のみ連続した放送を禁止することとし、その方法として、停止時には拡声機の 1 回の放送時間を 10 分以内とし、1 回放送するごとに 10 分以上休止することとすることが適切である。

2 商業宣伝を目的とする拡声放送の届出

現行は、商業宣伝を目的として拡声放送を行う者に対し、市長に届出を義務づけている。

しかしながら、市内で実施されている拡声放送が減少したことや他都市における届出制の実施状況を勘案すると届出制は必要ないものと考えられる。

届出制を廃止しても、通常の業務においてその把握は可能であるものと考えられ、また、拡声放送に係る音量等の基準はこれまでどおり適用されることから、届出制を廃止することが適切である。

3 適用除外

現行は、行政上の目的で行う放送や災害時における広報の目的で行う放送等については、拡声放送の基準に関する規定等は適用されない。

また、商業宣伝を目的としない一時的な放送として運動会や祭礼、イベント、地域慣習等については、適用除外として運用しているが、市民に分かりやすくするためにも、他の自治体の規定を参考とし、運動会や祭礼、イベント、地域慣習等を規定上に明記することが適切である。

なお、早朝のイカ売りについては、古くから続いている函館市を含む道南独特の商慣習であることから、地域慣習として位置づけることが適当であるが、販売の時間帯が早朝であることや、これまで市に苦情が寄せられていることから、規制によらないルール作りを合わせて行うことを要望する。

4 拡声放送を行う者の責務

今回の見直しにより、これまで規制の対象であった拡声放送のうち、一部規制の対象とならないものがある。拡声放送を行うことにより発生する音は、聞く側にとって拒みようがなく、放送を行う者の一存により音環境が支配されることになる。

このようなことから、規制されるか否かに関わらず、拡声放送を行う側の自覚により、拡声放送は必要な場合のみ行い、その場合には騒音とならないよう適正な方法で行われなければならないと考える。

このため、拡声放送を行う者の責務として、何人も拡声放送を行うことにより周辺の静穏を害することのないよう努めなければならない旨の規定を設けることが適切である。

IV 前文，総則，公害の防止に関する施策，規制基準の定めのない公害に関する規制

1 前文，総則，公害の防止に関する施策〔前文～第17条〕

平成11年9月に函館市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）が施行され，環境保全に関する基本理念，市民・事業者・市の責務などを規定しているが，公害防止条例の前文から第17条において，これらに類似する規定があることから，両条例の関係を明確にしたうえで，規定を整備することが適切である。

2 規制基準の定めのない公害に関する規制〔第35条～第40条〕

公害防止条例の制定後において，新たに制定された公害関係法令により規制されているものについては，公害関係法令に委ねることとし，公害防止条例の規定から削除することが適切である。

なお，北海道公害防止条例と類似している部分については，北海道全体の実情と函館市の実情では異なることがあることから，その内容を十分に精査し，対応することを要望する。

V 雑則，罰則〔第48条～第56条〕

立入検査や報告の徴収等の雑則規定および規制の実効性を担保する罰則規定については，公害防止条例の見直し後においても必要となる規定であることから，現状では内容を改正する必要はない。

VI 新たな課題に対する取り組み

現行の公害関係法令や公害防止条例において規制されていないが、環境基準の達成状況やこれまで市民から寄せられた質問や苦情、市議会での議論等から新たにに取り組むべき課題について検討を行った。

1 光化学オキシダント¹⁷⁾ および微小粒子状物質（PM_{2.5}）¹⁸⁾

光化学オキシダントについては、平成23年10月から測定を開始し、これまで環境基準を達成したことはない。環境基準未達成は全国的な傾向であることから、現状では市独自に規制を行うことは難しく、今後も国の動向等を注視していく必要がある。

PM_{2.5}については、平成23年2月から測定を開始し、これまで環境基準を達成している。測定日によっては、高い数値が測定されるときがあるが、このような時は他都市の測定値も高くなっており、国外からの越境によるものが大きな要素であることは間違いないと考えられる。このため、現時点において市内発生源を対象とした公害防止条例による新たな規制は必要ない。

なお、今後において、環境基準の達成状況や他都市が行っているPM_{2.5}削減のための取り組みを参考に、市独自の規制を行うにしても、発生原因を市として解明しておかなければならないので、できるだけ早期にPM_{2.5}の組成分析に取り組む必要がある。

2 石綿（アスベスト）¹⁹⁾

アスベスト含有建材が使用された可能性のある建物は、平成40年頃をピークに解体が見込まれている。国においては、大気汚染防止法等の改正により、大気中にアスベストが飛散しないよう対策を講じてきた。そのようななか、平成28年に総務省が建物の解体時・災害時におけるアスベスト飛散・ばく露防止対策について、環境省を含めた関係省庁に法改正を含む更なる取り組みを勧告した。

市では、環境部と都市建設部が協議し、対応可能な取り組みについて実施しているほか、労働基準監督署との情報交換や合同での立入検査の実施により、アスベストの飛散防止対策を行っていることから、今後においても、これらの実施内容を継続し、必要に応じて更なる取り組みを行うことを要望する。

◇使用した用語の解説は、20ページに記載

市は、アスベストに関する条例での規制について、この度の総務省勧告により大気汚染防止法の改正が見込まれることから、その状況を見極めながら、公害防止条例による規制の必要性について検討するとしている。

市独自に規制を行う場合には、大気中のアスベスト濃度を測定し、その結果に基づき対応を検討しなければならないことから、建物の解体現場や一般大気中のアスベスト濃度を複数年測定し、データを蓄積することが必要である。

3 生活騒音および近隣騒音

生活騒音については、通常一般の生活行動に伴い居住環境において発生するものであり、公害防止条例による規制を行うことは個人の生活に過大な制約を課すことから、公害防止条例による規制はなじまないものとする。

市は、市民から生活騒音に関する相談があった場合は、これまで必要な助言や支援を行っており、問題解決に向けた取り組みを継続するべきである。

また、近隣騒音については、建設作業や営業に伴うものに代表され、多くが一時的なものであり、これまで公害関係法令に基づく行政指導で改善されてきている。

生活騒音や近隣騒音は、市民にとって最も身近な問題であることから、市は他都市の取り組みを参考に、ホームページを充実することやパンフレットの作成等を行い、今後においても、苦情があった場合、速やかに必要な助言や支援、行政指導を行っていくことを要望する。

Ⅶ 附帯意見

これまでの本委員会における検討協議において、公害防止条例の見直しの必要性や考え方などについて真摯な議論を重ねてきた。その中で、いくつかの重要な意見があったので以下に示しておく。

- 公害防止条例の見直し後において、特定施設から除外される施設について市民から苦情があった場合には、市は速やかに対応することを要望する。
- 市は、国や他の自治体の取り組み、公害防止技術の普及状況等を把握することにより、定期的に公害防止条例の施行状況を環境審議会に報告し、必要に応じて速やかに見直しを行うよう要望する。
- 環境基本条例に定める基本理念を実現するためにも、公害対策にとどまらず、生活環境や自然環境の保全の観点も含め、今日的環境の課題に対応した条例を検討していくことを要望する。

おわりに

函館市は、従来から環境問題に積極的に取り組み、公害対策、廃棄物のリサイクルのほか、景観保全、緑化推進など様々な環境関連施策を実施してきた。そのなかでも公害防止の取り組みは、いち早く独自の条例による各種規制等を行うことにより、市民の健康で安全かつ快適な生活環境の保全を図ってきた。

本報告書に即した条例改正が実現されることにより、一部制度の廃止等を含むものとなるが、公害防止条例施行後に国および北海道から委譲された公害関係法令による規制権限と合わせた適切な制度となり、この見直しが公害問題に対する市の取り組みの後退となるものではない。本委員会での検討の過程における重要な意見については、附帯意見としてとりまとめた。

最後に、将来社会情勢が変化した場合や予想外の公害が発生することにより、人の健康または生活環境に著しい影響を及ぼし、または及ぼすおそれがあると認める事態が発生した場合には、公害関係法令等との整合を図りつつ、速やかに条例を見直すことにより、適切な施策を推進することを求めておく。

資料 1 函館市公害防止条例改正検討委員会委員名簿

笠井 亮秀 北海道大学大学院水産科学研究院教授

◎ 桜井 泰憲 一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構
函館頭足類科学研究所所長（北海道大学名誉教授）

佐藤 幸世 一般財団法人日本環境衛生センター
東日本支局 環境事業第一部長

佐藤 哲身 北海学園大学工学部建築学科教授

永盛 恒男 函館大学副学長・教授

※ 敬称略，五十音順，◎は委員長

資料２ 委員会設置要綱

函館市公害防止条例改正検討委員会設置要綱

(設置)

第１条 函館市の環境の状況に応じた公害規制を行うことができるよう函館市公害防止条例（昭和４７年函館市条例第１８号。以下「条例」という。）を改正するにあたり、専門的な立場で検討することを目的に、函館市公害防止条例改正検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第２条 委員会は、次に掲げる事項について検討協議し、その結果を市長に報告する。

- (１) 公害の防止に関する施策に関すること。
- (２) 公害の防止に関する規制に関すること。
- (３) その他条例を改正するにあたり市長が必要と認めること。

(組織)

第３条 委員会は、委員５人以内で組織する。

２ 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者から市長が委嘱する。

(任期)

第４条 委員の任期は、委嘱の日から第２条に定める事項についての検討結果を市長に報告する日までとする。

(委員長)

第５条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- ２ 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- ３ 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第６条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- ２ 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- ３ 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- ４ 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第７条 委員会の庶務は、環境部環境対策課において処理する。

(その他)

第８条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- １ この要綱は、平成２９年４月１２日から施行する。
- ２ この要綱による最初の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

資料3 委員会開催状況

第1回 平成29年5月30日（火） 10時00分～12時00分

- 議事
- 1 委員長の選出について
 - 2 函館市公害防止条例改正検討委員会の運営について
 - 3 函館市公害防止条例の見直しについて

第2回 平成29年6月27日（火） 15時30分～17時20分

- 議事
- 1 第1回函館市公害防止条例改正検討委員会会議録について
 - 2 特定施設に関する規制の見直しについて
 - 3 拡声放送に関する規制の見直しについて

第3回 平成29年9月4日（月） 14時00分～16時30分

- 議事
- 1 第2回函館市公害防止条例改正検討委員会会議録について
 - 2 拡声放送に関する規制の見直しについて
 - 3 前文，総則，公害の防止に関する施策，規制基準の定めのない公害に関する規制の見直しについて
 - 4 雑則，罰則について
 - 5 新たな課題に対する取り組みについて

第4回 平成29年10月2日（月） 15時30分～16時45分

- 議事
- 1 第3回函館市公害防止条例改正検討委員会会議録について
 - 2 検討結果報告書（案）について

資料 4 用語解説

1) 公害

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。）に係る被害が生ずること。

2) 規制基準

特定施設を設置する工場または事業場の設置者が遵守すべき基準。

3) ISO 14001

国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）が定める企業等が地球環境に配慮した事業活動を行うための国際規格（14000シリーズ）のうち、環境マネジメントシステムの標準化に関する規格。

4) 環境基準

人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

5) 環境基本計画

環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められた計画。

6) 生活環境

法律上の明確な定義が置かれている例はなく、常識的な意味で理解されるものを指すものであって、環境基本法では、そうした意味のほかに、さらに「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境」をも含めた意味で「生活環境」という用語を用いることとしている。

7) ばい煙発生施設

工場または事業場に設置される施設でばい煙を発生し、および排出するものうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので函館市公害防止条例施行規則で定めるもの。

8) 粉じん発生施設

工場または事業場に設置される施設で粉じんを発生し、および排出し、または飛散させるもののうち、その施設から排出され、または飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので函館市公害防止条例施行規則で定めるもの。

9) 汚水等排出施設

工場または事業場に設置される施設のうち、次のいずれかの要件を備える汚水または廃液を排出する施設であって函館市公害防止条例施行規則で定めるもの。

- (1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として函館市公害防止条例施行規則で定める物質を含むこと。
- (2) 水素イオン濃度その他の汚染状態（熱によるものを含み、(1)に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として函館市公害防止条例施行規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

10) 騒音発生施設

工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって函館市公害防止条例施行規則で定めるもの。

11) 悪臭発生施設

工場または事業場に設置される施設のうち、アンモニアその他の不快なにおいの原因となり、著しく生活環境をそこなうおそれのある物質を排出する施設であって函館市公害防止条例施行規則で定めるもの。

12) J I S 規格（日本工業規格：Japanese Industrial Standards）

鉱工業品の品質の改善、性能・安全性の向上、生産効率の増進等のため、工業標準化法に基づき制定される我が国の国家規格。製品の種類・寸法や品質・性能、安全性、それらを確認する試験方法や、要求される規格値などを定めており、生産者、使用者・消費者が安心して品質が良い製品を入手できるようにするために用いられている。

13) 拡声機

増幅器（アンプ）および拡声器（スピーカ）を用いて音を発生する装置（携帯用のものおよび拡声機を内蔵する音響機器類を除く。）。

14) 定置式拡声放送

公共空間向け拡声放送のうち、固定されまたは仮設された拡声機により一定の場所で行う拡声放送。

15) 第1種区域および第2種区域

騒音規制法第3条第1項の規定により市長が指定した区域

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

16) 移動式拡声放送

公共空間向け拡声放送のうち、定置式拡声放送以外の拡声放送（車両等に搭載された拡声機により行う拡声放送）。

17) 光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物および揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質。光化学オキシダントの濃度が高くなると目やのどに刺激を与え、目がチカチカする、のどが痛い等の健康被害がみられることがある。

18) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊している2.5 μ m（1 μ mは1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10 μ m以下の粒子）よりも小さな粒子。PM_{2.5}は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

19) 石綿（アスベスト）

天然にできた鉱物繊維で、熱に強く、摩擦に強く切れにくい、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持っている。石綿は、丈夫で変化しにくいため、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫（悪性の腫瘍）などの病気を引き起こすおそれがある。

附属資料 1 公害関係法令と市の公害防止行政の動き

主な公害関係法令等の制定		市の公害防止行政の動き
「工業用水法」制定	昭和31年	
「下水道法」制定	昭和33年	
「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」制定	昭和37年	
「公害対策基本法」制定	昭和42年	
「大気汚染防止法」「騒音規制法」制定	昭和43年	「騒音規制法」事務の委任
「北海道公害防止条例」制定	昭和44年	「北海道公害防止条例」事務の委任（騒音、振動、悪臭）
「水質汚濁防止法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定	昭和45年	企画部公害対策課を新設
「公害紛争処理法」制定		
「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」制定		
「悪臭防止法」制定	昭和46年	「悪臭防止法」事務の委任
「北海道公害防止条例」全部改正		「北海道公害防止条例」事務の委任（水質、ばい煙、粉じん）
「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」制定		「大気汚染防止法」政令市指定
「公害等調整委員会設置法」制定	昭和47年	函館市公害防止条例公布
「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」制定	昭和48年	函館市公害防止条例施行規則公布
「公害健康被害の補償等に関する法律」制定		函館市公害防止条例、施行規則同時施行
		亀田市と合併
		公害対策課を衛生部に移管
	昭和49年	「水質汚濁防止法」政令市指定
	昭和50年	公害対策課を環境部に移管
「振動規制法」制定	昭和51年	「振動規制法」事務の委任
「浄化槽法」制定	昭和58年	
「ばい煙粉じんの発生の防止に関する法律」制定	平成2年	
「自動車NO _x ・PM法」制定	平成4年	
「公害対策基本法」廃止、「環境基本法」制定	平成5年	
「環境影響評価法」制定	平成9年	
「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定	平成10年	
「ダイオキシン類対策特別措置法」制定	平成11年	「函館市環境基本条例」制定
「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定		
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」制定	平成12年	「騒音規制法」「振動規制法」「悪臭防止法」知事事務の委任
「資源物の適正な処理の推進に関する特別措置法」制定	平成13年	
「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」制定		
「土壌汚染対策法」制定	平成14年	「土壌汚染対策法」政令市指定
	平成16年	戸井町、恵山町、楳法華村、南茅部町と合併
	平成17年	「ダイオキシン類対策特別措置法」政令市指定
「石綿による健康被害の救済に関する法律」制定	平成18年	
「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」制定	平成27年	

※ 太字は、函館市が所管する法律

附属資料２ 公害関係法令および函館市の典型７公害に係る規制の体系

【国】		【北海道公害防止条例】		【函館市公害防止条例】	
大気汚染防止法	●施設の届出および規制基準の遵守 ●特定粉じん（石綿）排出作業実施の届出および作業基準の遵守 ●ばい煙発生施設等の事故時の措置（通報義務）	大気汚染	●施設の届出（法以外の対象施設） ●工場等の事故時の措置 ●自動車使用者の義務 ●住居集合地域における焼却の制限（ゴム等）	大気汚染	●施設の届出および規制基準の遵守（法、道条例以外の対象施設） ●工場等の事故時の措置（通報義務） ●自動車使用者の義務 ●住居集合地域における焼却の制限（ゴム等）
水質汚濁防止法	●施設の届出および規制基準の遵守 ・有害物質：特定事業場 ・BOD等：50 m³/日以上 ●有害物質の地下浸透禁止（特定事業場） ●特定事業場の事故時の措置（届出）	水質汚濁	●施設の届出（法以外の対象施設） ●工場等の事故時の措置	水質汚濁	●施設の届出および規制基準の遵守（法、道条例以外の対象施設） ・有害物質：届出事業場 ・BOD等：50 m³/日以上 ●工場等の事故時の措置（通報義務） ●畜舎の適正管理措置義務 ●薬剤空中散布に伴う措置義務
土壌汚染対策法	●調査義務および届出 ●汚染除去等の措置 ●汚染土壌処理業の許可申請	土壌汚染	●ばい煙、粉じんまたは汚水等起因する土壌汚染の防止義務	土壌汚染	●薬剤空中散布に伴う措置義務
騒音規制法	●施設の届出および規制基準の遵守 ●特定建設作業実施の届出および作業基準の遵守	騒音	●施設の届出（法以外の対象施設） ●工場等の事故時の措置 ●自動車使用者の義務 ●拡声機の使用制限 ●深夜における営業者の騒音防止義務（飲食店、ボーリング場）	騒音	●施設の届出および規制基準の遵守（法、道条例以外の対象施設） ●工場等の事故時の措置（通報義務） ●自動車使用者の義務 ●拡声放送の制限および届出 ●夜間における騒音防止義務 ●夜間における営業者の騒音防止義務（飲食店、ボーリング場、ガソリンスタンド等）
振動規制法	●施設の届出および規制基準の遵守 ●特定建設作業実施の届出および作業基準の遵守	振動	●施設の届出（法以外の対象施設） ●工場等の事故時の措置	振動	
地盤沈下		地盤沈下	●地下水採取に伴う地盤沈下の防止義務 ●揚水設備の構造基準の遵守	地盤沈下	
悪臭防止法	●規制基準の遵守 ●規制地域内事業所の事故時の措置（通報義務） ●住居集合地域における焼却の制限（ゴム等）	悪臭	●施設の届出 ●工場等の事故時の措置 ●住居集合地域における焼却の制限（ゴム等）	悪臭	●施設の届出（道条例以外の対象施設） ●工場等の事故時の措置（通報義務） ●住居集合地域における焼却の制限（ゴム等） ●畜舎の適正管理措置義務

附属資料3 公害防止条例制定の経過

年 月	内 容
昭和45年12月	函館市公害対策審議会発足
昭和46年12月	公害防止条例の制定について市長から函館市公害対策審議会に諮問（審議会4回，小委員会4回開催）
昭和47年 4月	公害防止条例の制定について函館市公害対策審議会から市長に答申
昭和47年10月	市議会において函館市公害防止条例案を可決
昭和47年11月	函館市公害防止条例を公布
昭和47年12月	函館市公害防止条例に基づく規制基準等の設定について市長から函館市公害対策審議会に諮問（審議会5回開催）
昭和48年 3月	函館市公害防止条例に基づく規制基準等の設定について函館市公害対策審議会から市長に答申
昭和48年 3月	函館市公害防止条例施行規則を公布
昭和48年 4月	函館市公害防止条例および函館市公害防止条例施行規則を施行

附属資料４ 公害防止条例（施行規則）の改正経過

(1) 公害防止条例の改正経過（改正６回）

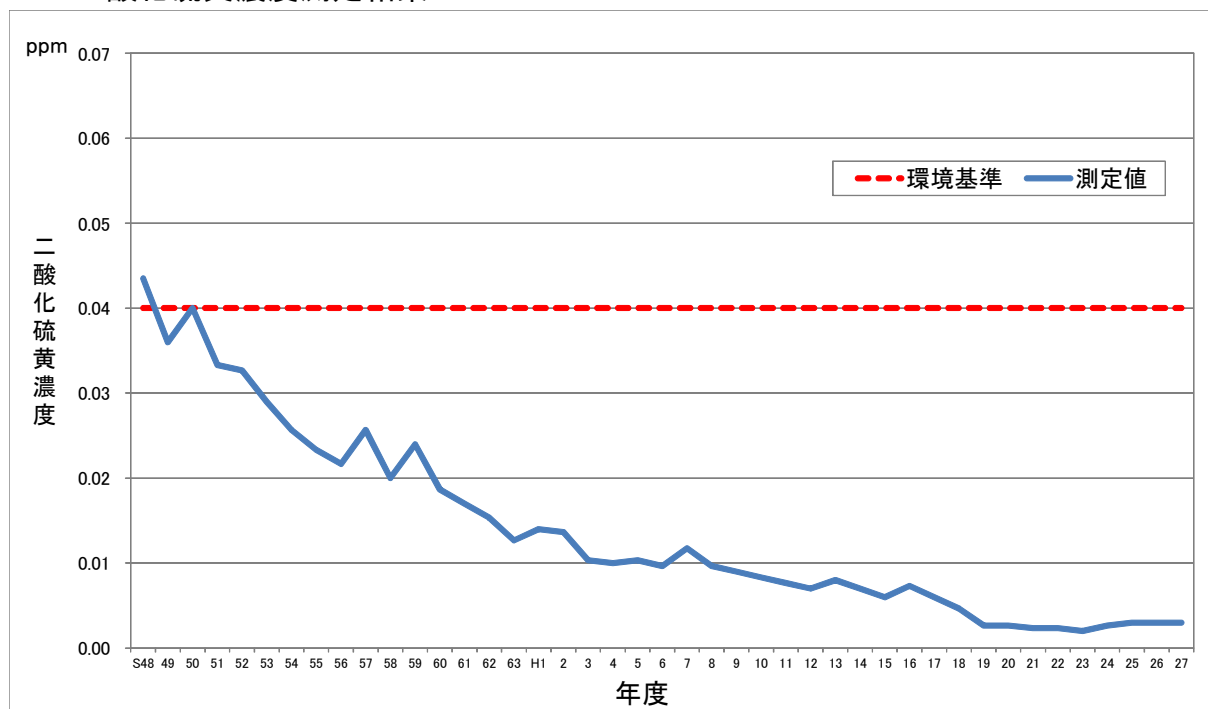
年 月	内 容
昭和４８年１２月条例第６７号	公害対策審議会委員数の増
平成４年３月条例第４号	罰則の強化
平成９年１２月条例第３９号	公害対策審議会委員から市議会の議員を除く
平成１１年９月条例第３８号	環境基本条例の制定に伴う規定の整備
平成１２年３月条例第２６号	公害監視員の廃止
平成１３年６月条例第３３号	承継に関する規定の改正

(2) 公害防止条例施行規則の改正経過（改正１２回）

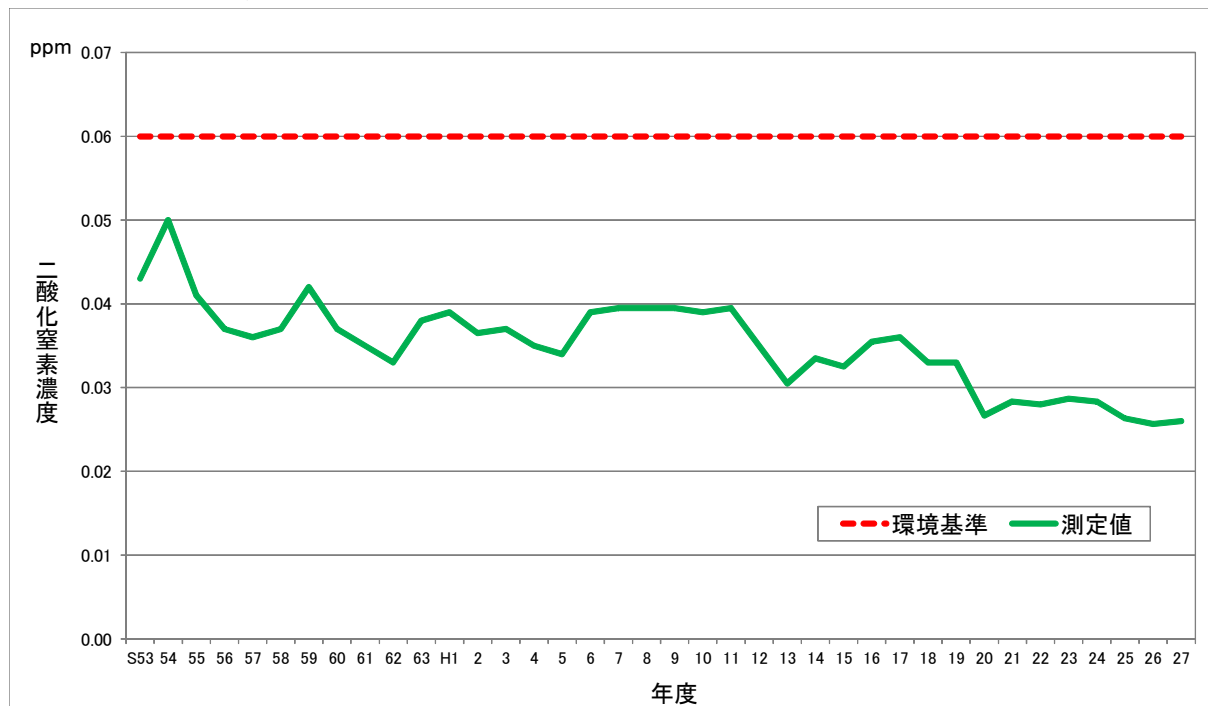
年 月	内 容
昭和４８年１２月規則第６２号	公害監視員数の増
昭和５０年１０月規則第９１号	有害物質にＰＣＢを追加する等
平成４年５月規則第３７号	法律の改正等に伴う関連条項の整備等
平成６年２月規則第２号	医療法の一部改正等に伴う関連条項の整備
平成６年３月規則第３０号	文書のＡ版化に伴う規定の整備
平成１２年３月規則第２号	公害防止条例の一部改正に伴う規定の整備
平成１２年３月規則第２８号	公害監視員の廃止に伴う規定の整備
平成１２年１０月規則第７８号	特例市移行に伴う規定の整備
平成１２年１２月規則第８９号	中央省庁再編に伴う規定の整備
平成１３年３月規則第３８号	医療法の一部改正に伴う規定の整備
平成１３年６月規則第５０号	化学物質名の表現方法の改正
平成２７年６月規則第３７号	配慮が必要な施設に幼保連携型認定こども園を加える

附属資料5 大気環境基準の達成状況（経年変化）

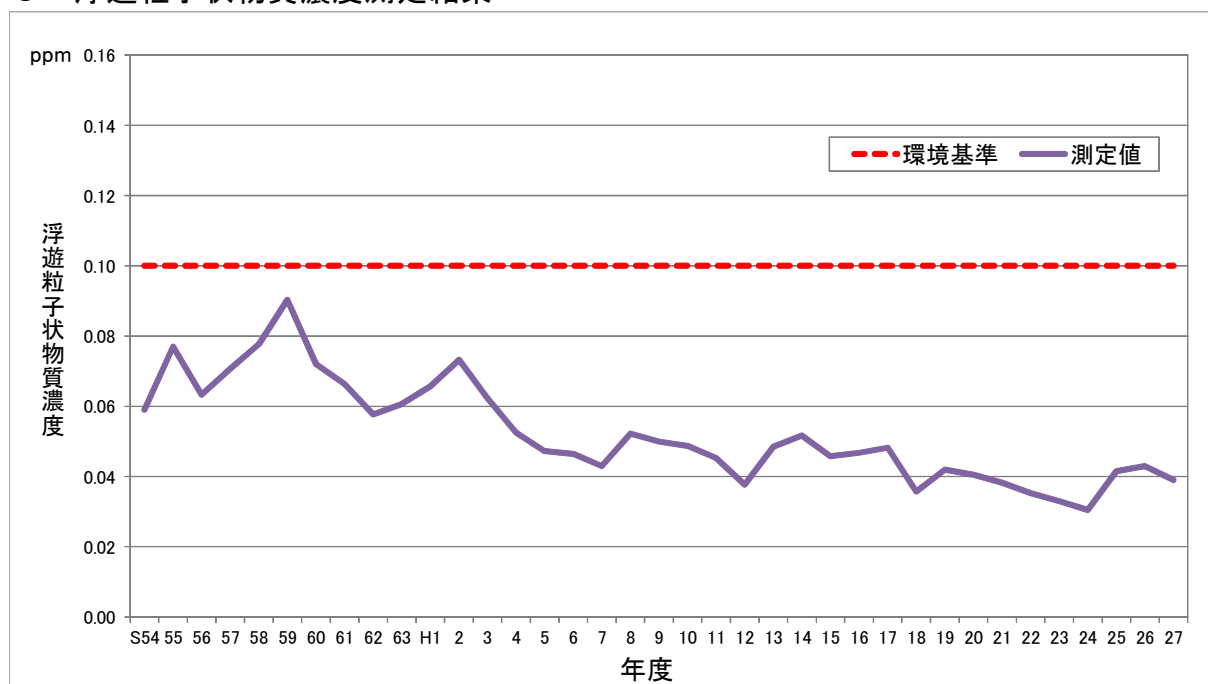
1 二酸化硫黄濃度測定結果



2 二酸化窒素濃度測定結果

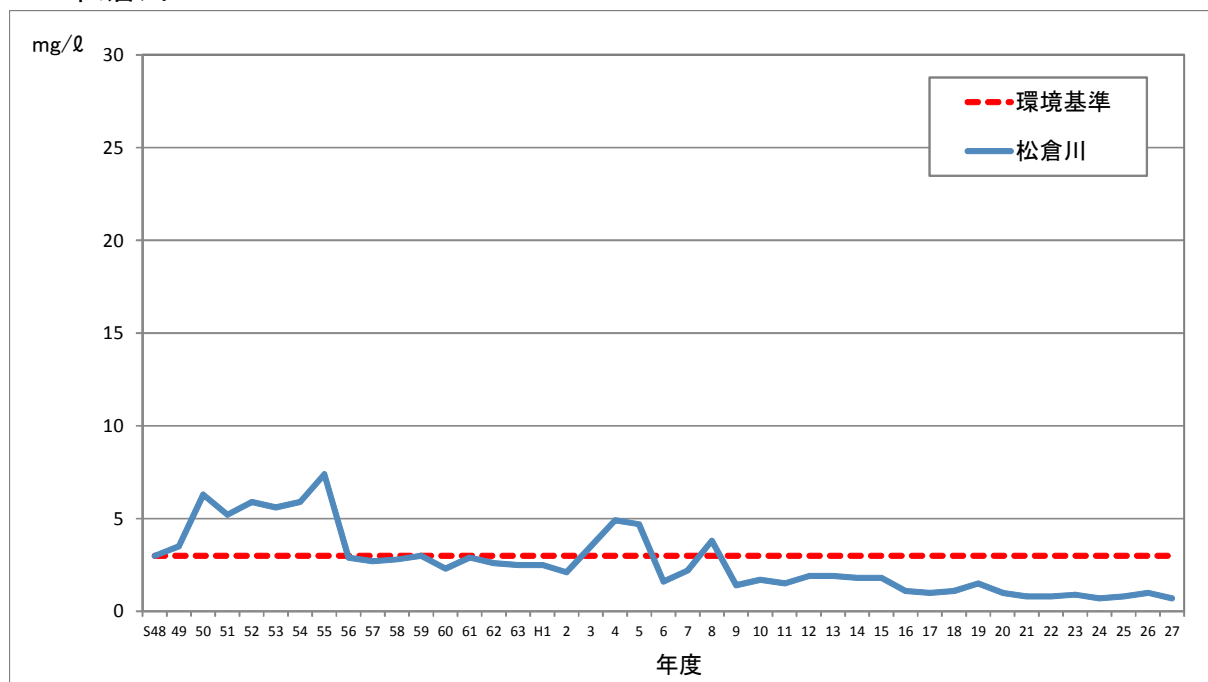


3 浮遊粒子状物質濃度測定結果

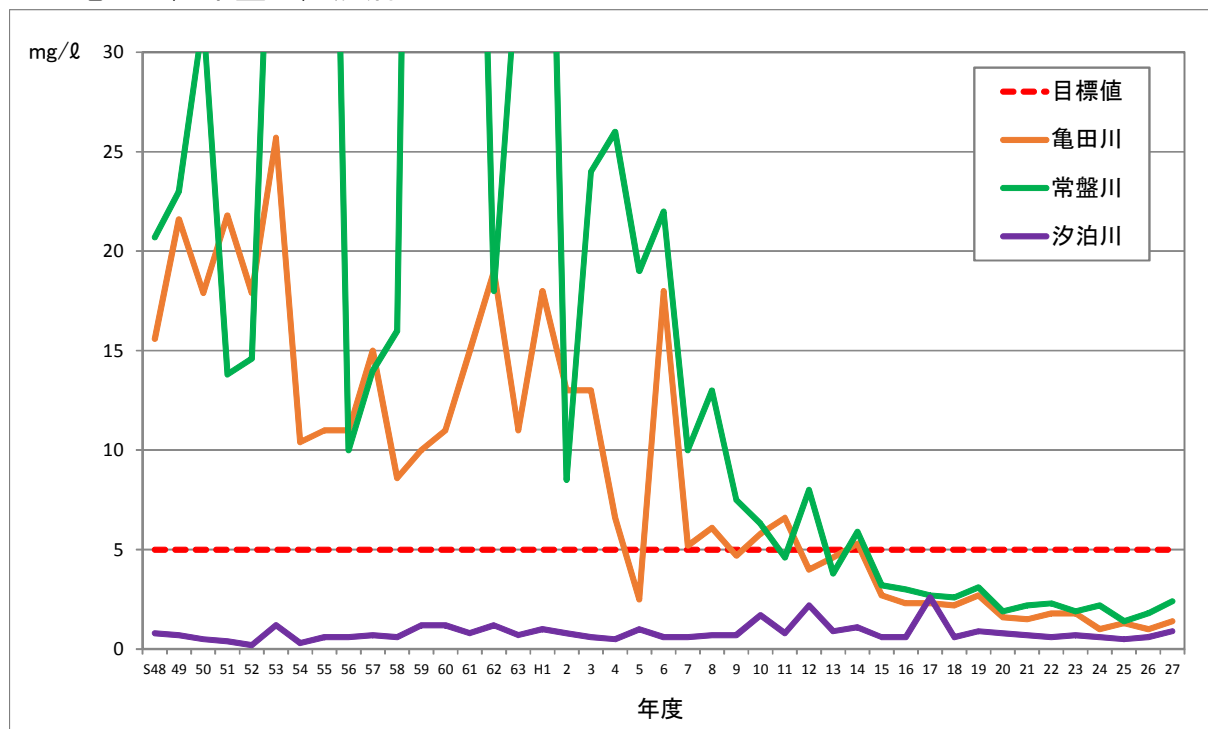


附属資料6 市内主要河川（河口）のBOD測定結果（経年変化）

1 松倉川

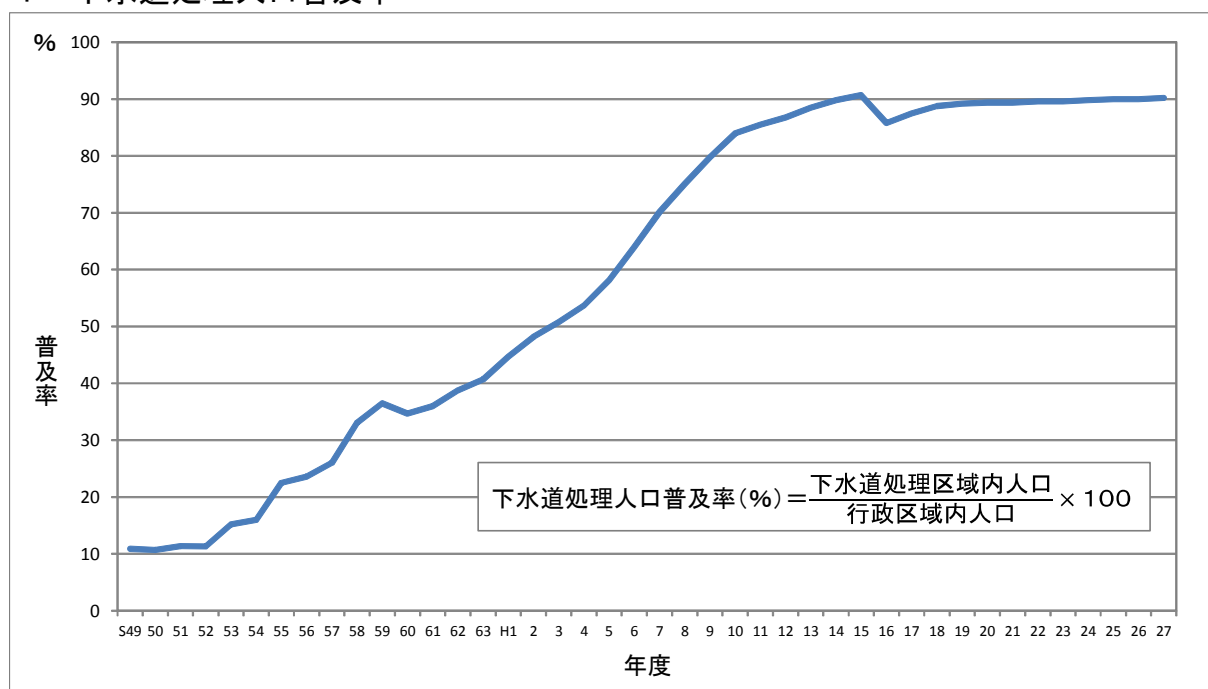


2 亀田川, 常盤川, 汐泊川

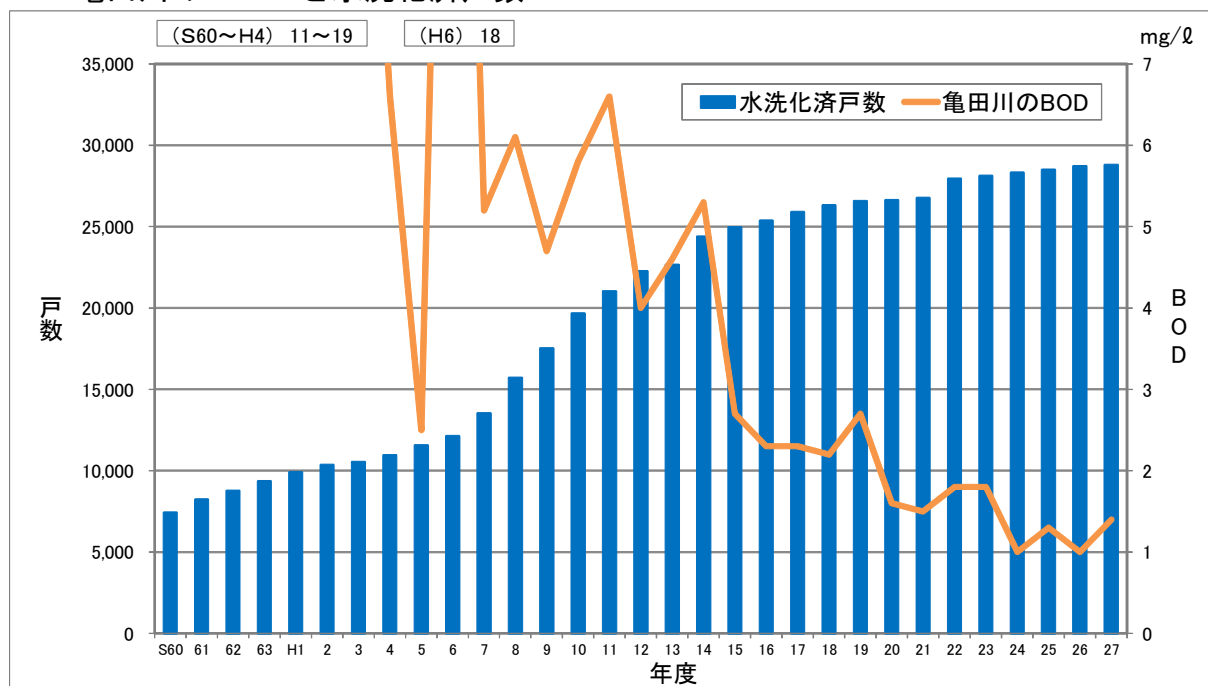


附属資料 7 下水道処理人口普及率および 亀田川のBODと水洗化済戸数(経年変化)

1 下水道処理人口普及率



2 亀田川のBODと水洗化済戸数



附属資料8 産業別事業所数（従業者4人以上の事業所）

区 分	昭和48年度	平成26年度	増減
製造業総数	749	283	△466
木材・木製品製造業	76	6	△70
窯業・土石製品	20	4	△16
金属製品	99	29	△70

（工業統計調査より）

附属資料 9 特定施設の設置件数（平成29年4月1日現在）

1 ばい煙発生施設

種 類	大気汚染防止法 施設数		市条例 施設数	最大施設数※
ボイラー	488		339	365
溶解炉，加熱炉，熔融炉，直火 炉，乾燥炉	5		0	8
廃棄物焼却施設	7		3	15

※ これまで最大であった年度における特定施設の施設数。以下同じ

2 粉じん発生施設

種 類	大気汚染防止法 施設数	道条例 施設数	市条例 施設数	最大施設数※
鉱物（コークスを含む。）または土 石の堆積場	27	0	2	5
石材加工の用に供する施設			51	69
木材加工の用に供する施設			88	275
綿の製造および再生加工の用に 供する施設			42	117

3 汚水等排出施設

種 類	水質汚濁防止法 施設数		市条例 施設数	最大施設数※
自動車燃料小売業および自動車整 備業の用に供する車両洗浄施設	(自動式車両洗車機) 28		(ｽﾌﾟﾚｰ式車両洗車機) 25	121
し尿浄化そう	8		5	51

4 騒音発生施設

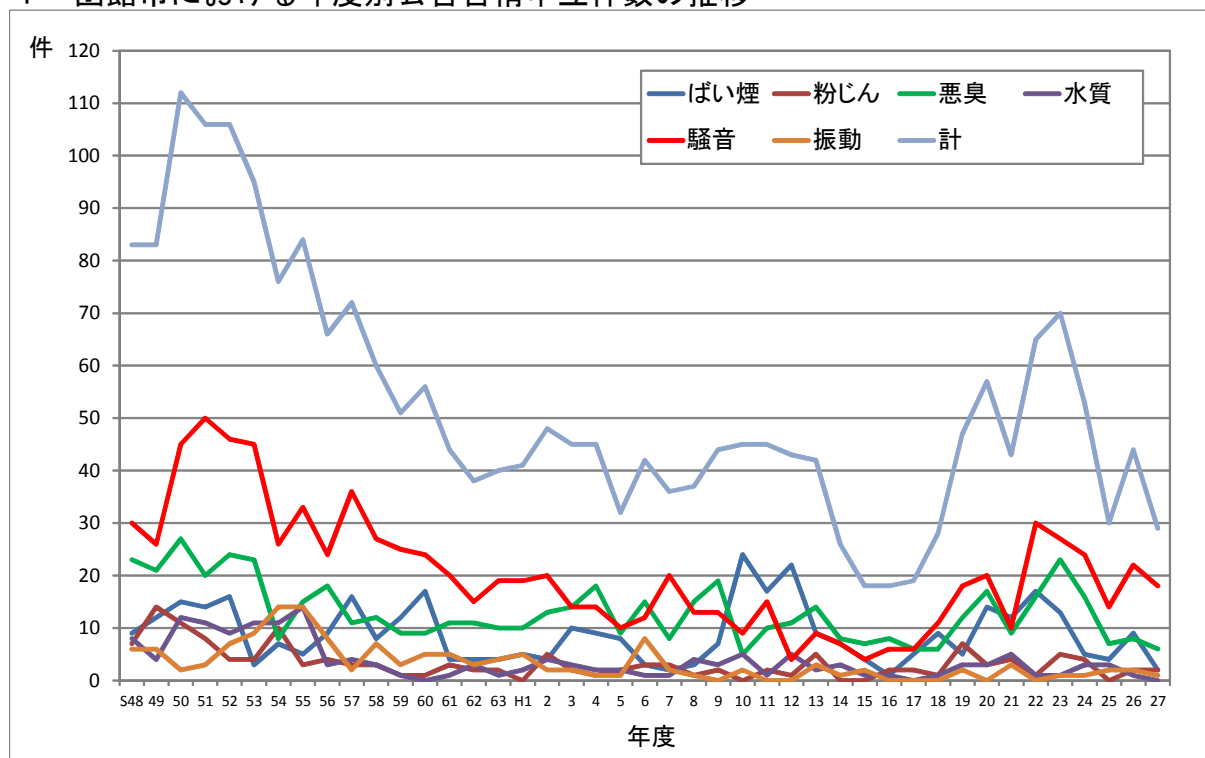
種 類	騒音規制法 施設数	道条例 施設数	市条例 施設数	最大施設数※
木材加工の用に供する施設	56	13	8	224
金属加工の用に供する施設			12	634
石材加工の用に供する施設			18	72
空気圧縮機および送風機	692	220	125	512
ドラム缶洗浄機			0	1
冷凍機			45	138

5 悪臭発生施設

種 類		道条例 施設数	市条例 施設数	最大施設数※
動物の飼養または収容の用に供 する施設		2	0	60
肥料の製造の用に供する鶏ふん 乾燥施設		0	0	1

附属資料10 公害苦情

1 函館市における年度別公害苦情申立件数の推移



2 平成23～27年度の苦情申立件数とその原因

※「法」「道条例」「市条例」の欄は、それぞれ法・条例による特定施設が原因となった苦情の件数

区分			H23	H24	H25	H26	H27	合計
苦情総件数			71	53	30	44	30	228
内訳	特定施設	法	4	3	4	1	0	12
		道条例	0	0	0	1	0	1
		市条例	0	0	0	0	0	0
	特定施設以外のもの		67	50	26	42	30	215



《上記「特定施設以外のもの」の内訳》

区分	H23		H24		H25		H26		H27		合計	
事業場に関するもの	44	65.7%	38	76.0%	21	80.8%	36	85.7%	20	66.7%	159	74.0%
住宅に関するもの	14	20.9%	8	16.0%	3	11.5%	5	11.9%	4	13.3%	34	15.8%
その他のもの	9	13.4%	4	8.0%	2	7.7%	1	2.4%	6	20.0%	22	10.2%

附属資料11 函館市環境モニター

環境基本条例に基づく環境基本計画の推進にあたり、市民の環境問題に対する意見や要望、取り組み事例などを環境施策に反映し、より良い環境作りを目指すため、平成12年度に創設した制度

1 環境モニター委員データ（平成28年度末）

(1) 年齢層別構成比

区 分	29歳以下	30代	40代	50代	60代	70歳以上	計
男（人）	9	0	8	5	10	11	43
女（人）	3	4	6	9	12	6	40
計（人）	12	4	14	14	22	17	83
世代別割合（％）	14.5	4.8	16.9	16.9	26.5	20.5	100

(2) 地区別人口構成比とモニター委員の地区別構成比

区 分	西部	中央部	東央部	北東部	北部	東部
モニター委員（％）	4.8	31.3	30.1	20.5	8.4	4.8
本市の人口構成比（％）	7.6	19.2	21.3	36.2	11.1	4.6

2 環境目標項目と環境モニター定期アンケート調査結果

<大気環境>

環境目標項目	目標値	平成28年度 モニターアンケート (A)	平成20年度 市民アンケート (B)	対平成20年度 市民アンケート増減 (A－B)
空気の満足度	80％	82.8％	78.0％	4.8％増

内訳

満足している	どちらかといえば 満足している	どちらかといえば 不満である	不満である
34.4％	48.4％	12.5％	4.7％

「どちらかといえば不満である」、「不満である」の理由

- ・自動車や工場の排気ガスで空気の汚れを感じる
- ・工場や加工場、ごみ、汚水などによるいやなにおいを感じる
- ・ほこりやけむりなどによる空気の汚れを感じる

<水環境>

環境目標項目	目標値	平成28年度 モニターアンケート (A)	平成20年度 市民アンケート (B)	対平成20年度 市民アンケート増減 (A - B)
水の満足度	80%	70.3%	59.4%	10.9%増

内訳

満足している	どちらかといえば 満足している	どちらかといえば 不満である	不満である
15.6%	54.7%	26.6%	3.1%

「どちらかといえば不満である」、「不満である」の理由

- ・ 川や海などの水が汚い
- ・ 水や水辺とふれあう場所がない
- ・ 水辺の自然状況について、自然に配慮した整備とはいえない

<騒音・振動環境>

環境目標項目	目標値	平成28年度 モニターアンケート (A)	平成20年度 市民アンケート (B)	対平成20年度 市民アンケート増減 (A - B)
音や振動の満足度	80%	75.1%	70.2%	4.9%増

内訳

満足している	どちらかといえば 満足している	どちらかといえば 不満である	不満である
18.8%	56.3%	21.9%	3.1%

「どちらかといえば不満である」、「不満である」の理由

- ・ 自動車や列車・航空機などの交通騒音について悩まされる
- ・ 工場や建設作業からの騒音・振動について悩まされる
- ・ 拡声放送や営業騒音に悩まされる
- ・ ペットや人の声などの近隣騒音について悩まされる

附属資料12 函館市公害防止条例

○函館市公害防止条例

昭和47年11月 1 日条例第18号

改正

昭和48年12月 1 日条例第67号
平成 4 年 3 月24日条例第 4 号
平成 9 年12月18日条例第39号
平成11年 9 月29日条例第38号
平成12年 3 月28日条例第26号
平成13年 6 月27日条例第33号

函館市公害防止条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 公害の防止に関する施策（第6条～第17条）

第3章 公害の防止に関する規制

第1節 特定施設に関する規制（第18条～第30条）

第2節 拡声放送に関する規制（第31条～第34条）

第3節 規制基準の定めのない公害に関する規制（第35条～第40条）

第4章 削除

第5章 雑則（第48条～第51条）

第6章 罰則（第52条～第56条）

附則

人間は、自然の資源と法則を利用し、これらの恩恵を受けて、今日の社会をつくりあげてきた。しかし、近年、産業経済の飛躍的発展、交通機関の大量化、高速化および生活様式の多様化などにより、自然環境の破壊と公害の発生をもたらし、国民の健康と生活環境をおびやかしてきている。

このときにあたり、市は、憲法の本質にのっとり、市民が健康で文化的な生活を営む権利が保障されていることを認識し、人間尊重、生活優先の本質を基本理念として、市、事業者の責務を明らかにするとともに、公害の未然防止とその除去を期するため、施策の基本事項を定め、公害対策の総合的推進を図るものである。

ここに市は、めぐまれた自然と市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保全し、公害のない青い空、青い海そして豊かな緑に象徴される理想都市実現のため、この条例を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この条例において「公害」とは、函館市環境基本条例（平成11年函館市条例第38号）第2条第3号に規定する公害をいう。

2 この条例において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

(1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

(2) 燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

(3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウムその他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第1号に掲げるものを除く。）であつて規則で定めるもの

3 この条例において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質をいう。

4 この条例において「特定施設」とは、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設および悪臭発生施設をいう。

5 この条例において「ばい煙発生施設」とは、工場または事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設でばい煙を発生し、および排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

6 この条例において「粉じん発生施設」とは、工場等に設置される施設で粉じんを発生し、および排出し、または飛散させるもののうち、その施設から排出され、または飛散する粉じんが大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

7 この条例において「汚水等排出施設」とは、工場等に設置される施設のうち、次の各号のいずれかの要件を備える汚水または廃液（以下「汚水等」という。）を排出する施設であつて規則で定めるものをいう。

(1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

(2) 水素イオン濃度その他の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

8 この条例において「騒音発生施設」とは、工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて規則で定めるものをいう。

9 この条例において「悪臭発生施設」とは、工場等に設置される施設のうち、アンモニアその他の不快なにおいの原因となり、著しく生活環境をそこなうおそれのある物質を排出する施設であつて規則で定めるものをいう。

（事業者の責務）

第2条 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる公害を防止するため、自己の責任において必要な措置を講ずるとともに、市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによる公害の発生の防止に努めなければならない。

3 事業者は、いかなる場合においても、公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。

4 事業者は、工場等の敷地について、緑化等を行ない良好な環境の整備に努めなければならない。

5 事業者は、その事業活動に伴つて生じた公害に係る被害について、適切な措置を講じなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、市民の健康を保護し、および生活環境を保全する使命を達成するため、本市の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、およびこれを実施する責務を有する。

（市民の協力）

第4条 市民は、市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力するとともに、みずからも公害を発生させることのないようにする等、公害の防止に寄与するように努めなければならない。

第5条 削除

第2章 公害の防止に関する施策

（施策の基本）

第6条 市は、公害防止の重要性にかんがみ、市政全般にわたり公害の防止について特に配慮するとともに、公害の防止に関する施策を地域の自然的、社会的条件に応じて総合的、計画的に推進するものとする。

（規制の措置）

第7条 市長は、公害を防止するため、事業者の遵守すべき大気汚染または水質汚濁の原因となる物質の排出等に関する規制その他の公害の防止について必要な措置を講じなければならない。

（土地利用における公害防止の措置）

第8条 市長は、土地利用に関する施策の策定および実施にあつては、公害の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

第9条 削除

（調査、研究等の体制の整備）

第10条 市長は、公害の状況をは握し、および公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な調査、研究、監視、測定等の体制の整備に努めなければならない。

（公害防止協定等）

第11条 市長は、公害防止のため、特に必要と認める場合は、工場等の設置者と公害の防止に関する協定等を締結するものとする。

（知識の普及等）

第12条 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止に関する思想を高めるように努めなければならない。

（公害苦情等の処理）

第13条 市長は、公害に関する苦情等があつたときは、その実情を調査し、適切に処理するように努めなければならない。

第14条 削除

(中小企業に対する資金等)

第15条 市長は、中小企業者が公害の防止のために行なう施設の設置または改善について必要な資金の貸付、あつせんまたは技術的な指導等その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第16条および第17条 削除

第3章 公害の防止に関する規制

第1節 特定施設に関する規制

(規制基準の設定)

第18条 特定施設を設置する工場等の設置者が遵守すべき基準（以下「規制基準」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い規則で定める。

(1) ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設および悪臭発生施設を設置する工場等から発生し、もしくは排出するばい煙、汚水等、騒音または悪臭の量、濃度または大きさに関する許容限度

(2) 粉じん発生施設に係る構造ならびに使用および管理に関する基準

2 市長は、前項各号に掲げる規制基準を定めようとするときは、函館市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、または廃止しようとするときも、同様とする。

(ばい煙または汚水等の排出の制限)

第19条 ばい煙発生施設または汚水等排出施設を設置する工場等から、ばい煙または汚水等を排出する者は、ばい煙または汚水等に係る規制基準に適合しないばい煙または汚水等を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際、現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）については、当該施設が特定施設となつた日から1年間は適用しない。

(基準の遵守義務)

第20条 粉じん発生施設を設置している者は、当該粉じん発生施設についての構造ならびに使用および管理に関する基準を遵守しなければならない。

2 騒音発生施設または悪臭発生施設を設置している者は、騒音または悪臭に係る規制基準を遵守しなければならない。

(特定施設の届出)

第21条 工場等に特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 工場等の名称および所在地

(3) 特定施設の種類および数量

(4) 特定施設の構造および使用の方法

(5) 公害の発生の防止の方法

(6) その他規則で定める事項

(特定施設の届出に係る経過措置)

第22条 一の施設が特定施設となつた際、現に工場等にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が特定施設となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第23条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第21条第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更命令および計画変更勧告)

第24条 市長は、第21条または前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設および汚水等排出施設に係るばい煙および汚水等の量または濃度が、当該特定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造もしくは使用の方法もしくは公害の発生の防止の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）または第21条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 市長は、第21条または前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る騒音発生施設もしくは悪臭発生施設に係る騒音または悪臭の大きさもしくは濃度が当該特定施設に係る規制基準に適合しないと認めるとき、または粉じん発生施設に係る構造ならびに使用および管理が、構造等の基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限

り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造もしくは使用の方法もしくは公害の発生の防止の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）または第21条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

（実施の制限）

第25条 第21条または第23条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、またはその届出に係る特定施設の構造および使用の方法もしくは公害の発生の防止の方法を変更してはならない。

2 市長は、第21条または第23条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（氏名の変更等の届出）

第26条 第21条または第22条の規定による届出をした者は、その届出に係る第21条第1号もしくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、またはその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（承継）

第27条 第21条または第22条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設（騒音発生施設にあつては、その届出に係る工場等に設置する騒音発生施設のすべて。以下この条において同じ。）を譲り受け、または借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第21条または第22条の規定による届出をした者について相続、合併または分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人または分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第21条または第22条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあつた日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（改善命令および改善勧告）

第28条 市長は、ばい煙発生施設を設置している者がばい煙に係る規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康または生活環境がそこなわれると認めるとき、または汚水等排出施設を設置している者が、排出水に係る排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設もしくは汚水等排出施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙もしくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、または当該ばい煙発生施設もしくは汚水等排出施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 市長は、騒音発生施設または悪臭発生施設を設置している工場等から発生し、または排出される騒音もしくは悪臭が、騒音もしくは悪臭に係る規制基準に適合しないことにより、その工場等の周辺的生活環境がそこなわれると認めるときは、当該発生施設を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音もしくは悪臭の防止の方法を改善し、または使用の方法もしくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音もしくは悪臭の防止の方法の改善または騒音発生施設の使用の方法もしくは配置を変更すべきことを命ずることができる。

4 第19条第2項の規定は、第1項および第3項の規定による命令について準用する。

（基準適合命令等）

第29条 市長は、粉じん発生施設を設置している者が構造等の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん発生施設について、当該構造等の基準に従うべきことを命じ、または当該粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 第19条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（事故時の措置）

第30条 工場等の設置者は、故障、破損その他の事故により当該工場等から著しいばい煙、汚水等、騒音または悪臭を発生し、もしくは排出し、または発生し、もしくは排出するおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに市長に報告し、かつ、その事故の復旧に努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場等の周辺の区域における人の健康もしくは生活環境がそこなわれ、またはそこなわれるおそれがあると認めるときは、当該工場等の設置者に対し、その事故の拡大または再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第2節 拡声放送に関する規制

(拡声放送の制限)

第31条 何人も、病院または学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域であつて規則で定める区域においては、商業宣伝を目的として拡声機を使用する放送（以下「拡声放送」という。）を行なつてはならない。

2 何人も、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。以下第39条において同じ。）から機外に向けて拡声放送を行なつてはならない。

3 前2項に規定するもののほか、何人も拡声放送については、使用の時間および場所ならびに音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

(勧告および命令)

第32条 市長は、前条の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該違反行為の停止、騒音防止の方法の改善を命ずることができる。

(商業宣伝を目的とする拡声放送の届出)

第33条 商業宣伝を目的として拡声放送を行なう者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第34条 第31条第2項および第3項の規定は、規則で定める公共のための拡声放送については適用しない。

第3節 規制基準の定めのない公害に関する規制

(夜間の静穏保持)

第35条 何人も、静穏な生活環境を維持するため、夜間（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。）においては、特に必要以上の騒音を発生させないように努めるものとする。

2 飲食店、ボーリング場、ガソリンスタンドその他夜間にわたる営業を営む者は、夜間においては、当該営業を営む場所において、音響機器音、楽器音等による騒音を発生させることにより附近の静穏を害する行為をし、またはさせてはならない。

(燃焼不適物の燃焼の制限)

第36条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴つて著しくばい煙または有害ガスもしくは悪臭を発生する物を屋外で多量に焼却してはならない。

(自動車の使用者等の義務)

第37条 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車および同条第3項に規定する原動機付自転車という。以下この条において同じ。）の使用者その他自動車の整備について責任を有する者または運転をする者は、当該自動車から発生する排出ガス（自動車の運行に伴い発生する一酸化炭素その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。）および騒音の低減を図るため、必要な整備を行ない、または適正な運転をするように努めなければならない。

2 自動車の販売および整備を業とする者は、自動車から発生する排出ガスおよび騒音の低減に関して、適切な措置をとるよう努めなければならない。

(畜舎の管理等)

第38条 畜舎を設置する者は、畜舎およびその付帯施設を整備し、常に衛生的な管理を行なうとともに、汚物、汚水等の処理については、公害を発生させないように適切な措置を講じなければならない。

(薬剤の空中散布に伴う措置)

第39条 農作物および森林を害する動植物の防除のために薬剤を航空機から散布する者は、あらかじめ、その散布の計画を市長に届け出るとともに、水質の汚濁、土壌の汚染等の公害を発生させないように適切な措置を講じなければならない。

(措置の勧告)

第40条 市長は、第35条から第38条までの規定に違反する行為により住民の生活環境がそこなわれると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第4章 削除

第41条から第47条まで 削除

第5章 雑則

(立入検査等)

第48条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に工場等その他の場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、または関係人に対する指示を行なわせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする場合には、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

(報告の徴収)

第49条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場等の設置者に対し、公害の防止に関する状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(この条例の予想しない公害等に対する特別措置)

第50条 市長は、この条例の予想しない物質、作用等の原因によつて生じた公害もしくは事業活動その他の人の活動に伴つて生じた相当範囲にわたる環境上の障害により、人の健康もしくは生活環境に著しい影響を及ぼし、または及ぼすおそれがある場合において特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた者に対し、その事態を除去するために必要な措置を求めることができる。

(規則への委任)

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第52条 第24条第1項または第28条第1項もしくは第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第53条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条第1項の規定に違反した者
- (2) 第29条第1項の規定による命令に違反した者
- (3) 第30条第2項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮または20万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条、第22条または第23条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- (2) 第25条第1項の規定に違反した者
- (3) 第48条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、または忌避した者
- (4) 第49条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者

第55条 第32条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第56条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和48年規則第63号で、昭和48年4月1日から施行)

(函館市公害対策審議会条例の廃止)

2 函館市公害対策審議会条例(昭和45年10月12日函館市条例第25号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に旧条例による函館市公害対策審議会の会長、副会長および委員の職にある者は、この条例の施行の日においてそれぞれこの条例による函館市公害対策審議会の会長、副会長および委員となつたものとみなす。

4 前項の規定によりこの条例による函館市公害対策審議会の委員とみなされた者の任期は、それぞれその者が旧条例による函館市公害対策審議会の委員となつた日から起算する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員の給与に関する条例(昭和40年12月18日函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (昭和48年12月1日条例第67号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年3月24日条例第4号)

1 この条例は、平成4年5月7日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年12月18日条例第39号)

この条例は、平成10年3月1日から施行する。

附 則（平成11年 9 月29日条例第38号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、〔中略〕附則第 3 項（函館市公害防止条例目次〔中略〕の改正規定に限る。）の規定は、平成11年12月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月28日条例第26号）
この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。ただし、第18条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 6 月27日条例第33号）
この条例は、公布の日から施行する。

附属資料13 函館市公害防止条例施行規則

○函館市公害防止条例施行規則

昭和48年3月31日規則第64号

改正

昭和48年12月1日規則第62号
昭和50年10月23日規則第91号
平成4年5月7日規則第37号
平成6年2月17日規則第2号
平成6年3月31日規則第30号
平成12年3月13日規則第2号
平成12年3月30日規則第28号
平成12年10月30日規則第78号
平成12年12月20日規則第89号
平成13年3月30日規則第38号
平成13年6月26日規則第50号
平成27年6月1日規則第37号

函館市公害防止条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、函館市公害防止条例（昭和47年11月1日函館市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(ばい煙に係る有害物質)

第2条 条例第1条第2項第3号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウムおよびその化合物
- (2) 塩素および塩化水素
- (3) 弗素、弗化水素および弗化珪素
- (4) 鉛およびその化合物
- (5) 窒素酸化物

(ばい煙発生施設)

第3条 条例第1条第5項の規則で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(粉じん発生施設)

第4条 条例第1条第6項の規則で定める施設は、別表第2に掲げる施設とする。

(汚水等排出施設)

第5条 条例第1条第7項の規則で定める施設は、別表第3に掲げる施設とする。

(汚水等に係る有害物質)

第6条 条例第1条第7項第1号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウムおよびその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）およびエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）
- (4) 鉛およびその化合物
- (5) 六価クロム化合物
- (6) 砒素およびその化合物
- (7) 水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル

(水素イオン濃度等の項目)

第7条 条例第1条第7項第2号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 水素イオン濃度
- (2) 生物化学的酸素要求量および化学的酸素要求量
- (3) 浮遊物質
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- (5) フェノール類含有量
- (6) 銅含有量
- (7) 亜鉛含有量
- (8) 溶解性鉄含有量

- (9) 溶解性マンガン含有量
- (10) クロム含有量
- (11) 弗素含有量
- (12) 大腸菌群数
- (騒音発生施設)

第8条 条例第1条第8項の規則で定める施設は、別表第4に掲げる施設とする。
(悪臭発生施設)

第9条 条例第1条第9項の規則で定める施設は、別表第5に掲げる施設とする。
(悪臭物質)

第10条 条例第1条第9項のアンモニアその他の不快なにおいの原因となる物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) アンモニア
- (2) メチルメルカプタン
- (3) 硫化水素
- (4) 硫化メチル
- (5) トリメチルアミン

第11条 削除
(規制基準)

第12条 条例第18条第1項第1号の規則で定める許容限度は、別表第6に掲げるとおりとする。

第13条 条例第18条第1項第2号の規則で定める構造等の基準は、別表第7に掲げるとおりとする。
(特定施設の届出)

第14条 条例第21条第6号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 資本金額または出資金額
- (2) 就業者数
- (3) 事業内容
- (4) 操業期間および作業時間
- (5) 敷地面積および建築面積

2 条例第21条、第22条または第23条の規定による届出は、次の各号により届出書によつてしなければならない。

- (1) ばい煙、粉じん発生施設に係る場合にあつては、ばい煙・粉じん発生施設設置（使用・変更）届出書（別記第1号様式）によるものとする。
 - (2) 汚水等排出施設に係る場合にあつては、汚水等排出施設設置（使用・変更）届出書（別記第2号様式）によるものとする。
 - (3) 騒音発生施設に係る場合にあつては、騒音発生施設設置（使用・変更）届出書（別記第3号様式）によるものとする。
 - (4) 悪臭発生施設に係る場合にあつては、悪臭発生施設設置（使用・変更）届出書（別記第4号様式）によるものとする。
- (受理書)

第15条 市長は、条例第21条、第22条または第23条の規定による届出を受理したときは、受理書（別記第5号様式）を当該届出をした者に交付するものとする。
(氏名の変更等の届出)

第16条 条例第26条の規定による届出は、条例第21条第1号または第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては、氏名等変更届出書（別記第6号様式）、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては、特定施設使用廃止届出書（別記第7号様式）によつてしなければならない。
(承継の届出)

第17条 条例第27条第3項の規定による届出は、特定施設承継届出書（別記第8号様式）によつてしなければならない。
(事故の報告)

第18条 条例第30条第1項の規定による報告は、電話による緊急報告および工場等事故報告書（別記第9号様式）によつてしなければならない。
(商業宣伝を目的とする拡声放送の禁止区域)

第19条 条例第31条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
（拡声放送の音量等）

第20条 条例第31条第3項の規則で定める音量等は、別表第8に掲げるとおりとする。

第21条 条例第31条第3項でいう拡声放送は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 拡声機（携帯用のもおよび拡声機を内蔵する音響機器類を除く。以下同じ。）を屋外において使用する放送
- (2) 拡声機を屋内に設置して屋外に向けて使用する放送（拡声機が家屋の外壁から屋内に2メートル以上の距離に設置している場合を除く。）
（拡声放送の届出）

第22条 条例第33条の規定による届出は、拡声放送届出書（別記第10号様式）によつてしなければならない。

（適用除外）

第23条 条例第34条の規則で定める公共のための拡声放送は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国および地方公共団体が、行政上の目的で行なう放送
- (2) 災害時における広報の目的で行なう放送
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動の目的で行なう放送
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、商業宣伝以外の目的で一時的に行なう放送
（薬剤の空中散布の届出）

第24条 条例第39条の規定による届出は、実施予定日の10日前までに薬剤空中散布実施届出書（別記第11号様式）によつてしなければならない。

（届出書の提出部数）

第25条 条例の規定による届出は、届出書の正本にその写し1通を添えてしなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第26条 条例第48条第2項に規定する身分を示す証明書は、函館市公害防止条例第48条第2項の規定による身分証明書（別記第12号様式）のとおりとする。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月1日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年10月23日規則第91号）

この規則は、昭和50年11月1日から施行する。

附 則（平成4年5月7日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年2月17日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第30号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の函館市生活館条例施行規則等の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の函館市生活館条例施行規則等の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成12年3月13日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第28号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月30日規則第78号）

この規則は、平成12年11月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日規則第89号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月26日規則第50号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成27年6月1日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

ばい煙発生施設

項	施設	規模
1	ボイラー	伝熱面積が 5 平方メートル以上10平方メートル未満のものに限る。
2	燃料を使用する施設（熱源として気体燃料および電気を使用するものを除く。）であつて次に掲げるもの (1) 溶解炉 (2) 加熱炉 (3) 熔融炉 (4) 直火炉 (5) 乾燥炉	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 25 リットル以上50リットル未満であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上 1 平方メートル未満であるか、または羽口面断面積が0.25平方メートル以上0.5平方メートル未満のものに限る。
3	廃棄物焼却炉	焼却能力が 1 時間当たり100キログラム以上200キログラム未満のものに限る。

別表第 2（第 4 条関係）

粉じん発生施設

項	施設	規模
1	鉱物（コークスを含む。）または土石の堆積場	面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のものに限る。
2	石材加工の用に供する施設であつて次に掲げるもの (1) 切削機 (2) 研摩機 (3) ブラスト	原動機を用いるものに限る。
3	木材加工の用に供する施設であつて次に掲げるもの (1) 帯のこ盤 (2) 丸のこ盤 (3) かんな盤	原動機を用いるものに限る。
4	綿の製造および再生加工の用に供する施設であつて次に掲げるもの (1) カード (2) 打綿機	原動機を用いるものに限る。

別表第3（第5条関係）

汚水等排出施設

項	施設	規模
1	自動車燃料小売業および自動車整備業の用に供する車両洗浄施設	自動式以外のものに限る。
2	し尿浄化そう	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員301人以上501人未満のものに限る。

別表第4（第8条関係）

騒音発生施設

項	施設	規模
1	金属加工の用に供する施設であつて次に掲げるもの (1) 旋盤 (2) 平削盤 (3) 形削盤 (4) 高速切断機 (5) 研摩機	原動機を用いるものに限る。
2	木材加工の用に供する施設であつて次に掲げるもの (1) 帯のこ盤 (2) 丸のこ盤 (3) かな盤 (4) 万能機	原動機の定格出力が製材用のものにあつては15キロワット未満、木工用のものにあつては2.25キロワット未満のものに限る。 原動機の定格出力が2.25キロワット未満のものに限る。 原動機を用いるものに限る。
3	石材加工の用に供する施設であつて次に掲げるもの (1) 切削機 (2) 研摩機 (3) ブラスト	原動機を用いるものに限る。
4	空気圧縮機および送風機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上7.5キロワット未満のものに限る。
5	ドラムかん洗浄機	原動機を用いるものに限る。
6	冷凍機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。

別表第5（第9条関係）

悪臭発生施設

項	施設	規模
1	(1) 動物の飼養または収容の用に供する施設であつて次に掲げるもの ア 飼料施設 イ ふん尿施設 (2) 肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定により知事が指定する区域にあつては豚10頭以上、鶏1,000羽以上、指定区域以外にあつては豚50頭以上、鶏2,000羽以上の飼養または収容する施設に係るものに限る。

別表第6（第12条関係）

1 ばい煙発生施設に係る排出基準

工場等において排出するいおう酸化物およびばいじんの量の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(1) いおう酸化物の排出基準

次の式により算出したいおう酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

備考

1 この式において q 、 K および $H e$ は、それぞれ次の値を表わすものとする。

q ：いおう酸化物の量（温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

K ：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）別表第1に掲げる函館市の地域に定められた値

$H e$ ：次の式により補正した排出口の高さ（単位メートル）

$$H e = H o + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = (0.795 \sqrt{(Q \cdot V)}) / (1 + (2.58 / V))$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + (1 / J) - 1)$$

$$J = (1 / \sqrt{(Q \cdot V)}) (1460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1$$

2 これらの式において $H e$ ・ $H o$ ・ Q ・ V および T は、それぞれ次の値を示すものとする。

$H e$ ：補正された排出口の高さ（単位メートル）

$H o$ ：排出口の実高さ（単位メートル）

Q ：温度15度における排出ガス量（単位立方メートル毎秒）

V ：排出ガスの排出速度（単位メートル毎秒）

T ：排出ガスの温度（単位絶対温度）

(2) ばいじんの排出基準

項	施設	基準	
1	ボイラー	固体燃料	0.8グラム
		液体燃料	0.4グラム
2	加熱炉 直火炉 乾燥炉	0.4グラム	

	溶解炉 熔融炉	
3	廃棄物焼却炉	0.7グラム
備考		
1 この表に掲げるばいじんの量は、日本工業規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には燃料の点火、灰の除去のための火層整理またはすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間をこえない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。 2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。 3 ばいじんの量は、温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中の量とする。		

2 汚水等に係る排水基準

工場等において排出する汚水等の汚染状態に係る項目の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(1) 人の健康の保護に係る項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウムおよびその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよびE P Nに限る。）	1リットルにつき1ミリグラム
鉛およびその化合物	1リットルにつき鉛1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒素およびその化合物	1リットルにつき砒素0.5ミリグラム
水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
備考	
1 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素およびその化合物についての排水基準は、函館市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（昭和50年函館市規則第91号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

(2) 生活環境の保全に係る項目

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 （単位1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
化学的酸素要求量	160（日間平均120）

(単位 1 リットルにつきミリグラム)	
浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	200 (日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	30
フェノール類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
銅含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
溶解性鉄含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
フッ素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	15
大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均3,000
備考	
1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚水状態について定めたものである。	
2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場等に係る排水水について適用する。	
3 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量およびフッ素含有量についての排水基準は、函館市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（昭和50年函館市規則第91号）の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	
4 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域および湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域および湖沼に限って適用する。	

3 騒音に関する規制基準

工場等において発生する騒音の許容限度は、次に定めるとおりとする。

時間区分 区域区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	朝（午前6時から午前8時まで） 夕（午後7時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	65デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 区域の区分は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により市長が指定した地域に係る次の区分のとおりとする。
第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第3種区域：住居の用とあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
- 2 騒音の測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 3 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとする。
- 5 騒音の測定方法は、当分の間日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
(1) 騒音計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。
(2) 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
(4) 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第7（第13条関係）

粉じん発生施設に係る構造等の基準

工場等における粉じん発生施設に係る構造等の基準は、次に定めるとおりとする。

項	施設	基準
1	堆積場	粉じんが飛散するおそれのある鉱物（コークスを含む。）または土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によつて散水が行なわれていること。

		(3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 薬液の散布または表層の締固めが行なわれていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	切削機 研磨機 ブラスト	次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 防じんカバーおよび集じん装置が設置されていること。
3	帯のご盤 丸のご盤 かんな盤	(3) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	カード 打綿機	

別表第 8（第20条関係）

拡声放送に係る基準

拡声放送に係る音量等の許容限度は、次に定めるとおりとする。

時間区分 区域区分	午前 8 時から午後 7 時（第 3 種 区域においては午後10時）まで	摘要
第 1 種区域	50デシベル	午後 7 時(第 3 種区域においては午後10時) から翌日の午前 8 時までは使用しないこ と。
第 2 種区域	60デシベル	
第 3 種区域	70デシベル	
第 4 種区域	70デシベル	

備考

- 1 音量の測定場所は、拡声機の直下の地点から15メートル離れた地点（15メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線上の地点）とする。ただし、当該地点において測定することが適当でないと認められる場合は、当該地点以遠の生活環境に係る被害が生ずるおそれがあると認められる地点において測定することができるものとする。
- 2 区域の区分は、騒音に関する規制基準に定める区域の区分とする。
- 3 騒音の測定および方法については、騒音に関する規制基準に定めるとおりとするが騒音レベルの決定は、騒音計の指示値の最大とする。

別記第 1 号様式（第14条関係）～別記第12号様式（第26条関係） （略）